

1. 議事日程（令和2年第3回北広島町議会定例会）

令和2年9月7日
午前10時開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第9号 令和元年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について
日程第5 報告第10号 放棄した債権の報告について
日程第6 報告第11号 専決処分の報告について
(学校給食配送車の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第7 報告第12号 専決処分の報告について
(町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度北広島町一般会計補正予算(第4号))
日程第9 議案第58号 令和元年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 議案第59号 令和元年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 議案第60号 令和元年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 議案第61号 令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 議案第62号 令和元年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14 議案第63号 令和元年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15 議案第64号 令和元年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16 議案第65号 令和元年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17 議案第66号 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18 議案第67号 令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19 議案第68号 令和元年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第20 発議第8号 決算審査特別委員会の設置について
日程第21 議案第69号 北広島町町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例
日程第22 議案第70号 北広島町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第23 議案第71号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第24 議案第72号 工事請負契約の変更について
(北広島町まちづくりセンター新築工事)
日程第25 議案第73号 財産の取得について

(北広島町まちづくりセンター備品)

- 日程第26 議案第74号 財産の取得について
(北広島町まちづくりセンター木製書架等)
- 日程第27 議案第75号 財産の取得について
(小型動力ポンプ付積載車)
- 日程第28 議案第76号 令和2年度北広島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第29 議案第77号 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第30 議案第78号 令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議案第79号 令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第32 議案第80号 令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第33 議案第81号 令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第34 議案第82号 令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第35 議案第83号 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第36 議案第84号 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 湊 俊文	2番 美濃 孝二	3番 真倉 和之
5番 敷本 弘美	6番 森脇 誠悟	7番 宮本 裕之
8番 山形 しのぶ	9番 亀岡 純一	10番 梅尾 泰文
12番 服部 泰征	13番 伊藤 淳	14番 中田 節雄
15番 大林 正行	16番 濱田 芳晴	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野 博司	副町長 中原 健	教育長 池田 庄策
芸北支所長 清見 宣正	大朝支所長 竹下 秀樹	豊平支所長 細川 敏樹
危機管理課長 野上 正宏	総務課長 畑田 正法	財政政策課長 植田 優香
管財課長 高下 雅史	まちづくり推進課長 沼田 真路	税務課長 矢部 芳彦
町民課長 榎原 ナギサ	福祉課長 芥川 智成	保健課長 迫井 一深
農林課長 宮地 弥樹	商工観光課長 中川 克也	建設課長 川手 秀則
上下水道課長 砂田 寿紀	消防長 日田 靖成	学校教育課長 植田 伸二
生涯学習課長 西村 豊	会計管理者 畑田 朱美	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言するよう努めてください。先の議会運営委員会において、省エネ、節電対策の取り組みの一環として、本議会においても服装をクールビズに努めることとしました。暑い方は上着をとっていただいても結構です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。今年も7月中旬から8月にかけて、九州北部地方や中部地方、東北地方を中心に豪雨災害が発生しております。なかなか復旧・復興が進まず、未だに困難な生活を送っておられる被災者の方々に心よりお見舞いを申し上げます。豪雨や猛暑日の連続など異常気象が続いていますが、米や農作物が豊作であってほしいと願っております。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（濱田芳晴） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、山形議員、9番、亀岡議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（濱田芳晴） 日程第2、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

- 議長（濱田芳晴） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告はお手元に配付したとおりです。本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第235条第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。まず、総務課関係、1ページをお願いします。コロナ対策の関係で、特別定額給付金、町民1人当たり10万円の給付というものですが、8月末現在で、給付対象1万8354人に対して、実績のほうは1万8309人、率にして99.8%完了しました。給付支給額としては18億3090万円ということでございます。次に、財政政策課の関係です。5ページの方をお願いします。広島広域都市圏協議会の関係であります。神楽団活動再開支援事業として、ひろしま神楽活動再開プロジェクト、8月に千代田開発センターにおきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により神楽公演の実施ができない状況の中、無観客での神楽公演を行い、インターネットによるライブ配信を行ったものであります。本町からは、2神楽団が出演をしていただきました。6ページをお願いします。きたひろコロナ対策支援寄附金であります。寄附金制度を設定させていただきました。54件の寄附をいただきました。金額が約189万円ということで、本当にありがとうございます。これから大切にに使わせていただこうと思っております。8月27日現在であります。次に、まちづくり推進課の関係、8ページであります。協働のまちづくり推進事業ということで、きたひろ学び塾を設置し、活動しておりますけれども、これもコロナの関係でしばらく休んでおるような状況であります。中で、6月に芸北中学校で、7月に大朝中学校で、楽しく学ぶみんなの防災ということで、防災関係についての講座を行ったところであります。14ページをお願いします。保健課の関係であります。元気づくり推進事業ということで、町内60か所で取り組んでおるわけですが、コロナの影響で、2月末から5月いっぱいまで約3か月間休止といたしました。6月から再開をしたわけですが、参加者の皆さんには大変喜んでいただいているところであります。次に18ページ、農林課関係でございます。新型コロナウイルス関連対策についてということで記載しております。8月26日現在の申請状況でありますけれども、きたひろ農林水産事業者応援給付金として25件、交付決定金額が250万円、北広島町畜産農家経営継続支援給付金として22件、623万円であります。また、高収益作物次期作支援交付金として、合わせて49件、約2800万円の申請があったところでございます。次に20ページ、商工観光課の関係であります。商工業振興対策事業として、広島県感染拡大防止協力支援金ということで、県と町が一緒になって対応したものであります。117件、きたひろ事業者応援給付金ということで、件数が386件、8月20日現在であります。実施をしておるところであります。それから26ページをお願いします。建設課関係であります。平成30年発生の災害復旧事業につきましては、すべての案件が契約済みということになっております。令和元年の発生しました災害復旧事業につきましては、まだ若干契約が済んでない案件があります。今年度の発生しました災害復旧事業につきましては、7月の梅雨前線豪雨災害でありますけれども、8月20日現在で、農林土木災害が20か所、査定申

請金額が約2億円という状況であります。27ページのほうには、公共土木災害を記入しております。16件で約8800万円の査定申請をしておりますところでございます。私からの行政報告は以上でございます。教育委員会関係は、教育長より説明します。

○議長（濱田芳晴） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは教育委員会から教育行政に関わっての報告を申し上げます。30ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、学校教育活動、コミュニティスクールの協議会を開催いたしました。6月16日、豊平学園。6月29日、八重小学校。7月31日、壬生小学校でございます。それから、特別支援教育の研修会をウェブにて開催しております。また、初任研につきましては、8月4日、地域づくりセンターで開催をさせていただきました。次に、安全・安心な学校施設でございますが、まず、八重東小学校の設計業務、それから芸北中学校グラウンド水道整備工事について実施しております。31ページをお開きください。生涯学習関連でございますが、コロナ対応の中で多くの事業が記載のように中止となっております。その中でも、中段でございますが、図書館運営事業につきましては、おはなし会、図書館見学、読書会、ギャラリー展示等を行っております。次に、文化財保護関連でございますが、現在、戦国の庭歴史館におきまして、ひろしまはなのわ2020を開催中でございます。それから、自然館運営事業でございますが、自然館運営事業につきましては、ほとんどの保全活動、観察会等を行っておる状況でございます。教育委員会からは以上でございます。

○議長（濱田芳晴） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。これをもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第9号 令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（濱田芳晴） 日程第4、報告第9号、令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案集の1ページをお願いします。報告第9号、令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（濱田芳晴） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 報告第9号、令和元年度決算における健全化判断比率、資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政政策課から報告いたします。なお、同法律に基づきまして、監査委員の審査を受けました結果は、別途配付されています審査報告書のとおりでございますので、併せてご覧ください。まず、健全化判断基準項目及び本町における早期健全化基準について説明いたします。実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示すもので、13.44%、連結実質赤字比率は全会計の赤字比率を示すもので、18.44%、実質公債費比率は一部事務組合を含めた公債費に係る一般会計負担額を示すもので、25%、将来負担比率は、第三セクターを含めた

負債額を示すもので、350%であり、この4項目のうち1項目でも早期健全化基準以上である場合、危険段階の早期健全化団体として財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることが求められております。また、将来負担比率を除く、さらに別に設定された財政再生基準の3項目のうち、1項目でも基準以上である場合、財政再生団体として、財政再生計画を策定し、国などの関与により確実な再生を図らなければなりません。本町の4項目の具体的な数値を申しますと、実質赤字比率は一般会計、情報基盤整備事業特別会計を合わせた普通会計において、実質収支が黒字であることから、該当がありません。連結実質赤字比率につきましても、普通会計に特別会計及び水道会計の全会計を連結した実質収支が黒字であり、該当がありません。実質公債費比率は14.6%で、基準未満であり、前年度より0.6ポイント改善をしております。町の全会計に一部事務組合及び第三セクターを含めた全負債額の比率である将来負担比率は74%で、基準未満であり、前年度からは13.8ポイント改善をしております。次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計など4会計の決算において、資金不足はありません。以上のことから、本町の財政は健全な範囲に位置しているということを報告いたしますが、財政状況が厳しいことには変わりがないことから、今後とも計画的な財政運営に努めてまいります。また、この結果につきましては、広報紙やホームページ等で公表をいたします。以上で、財政政策課から健全化判断比率、資金不足比率についての報告を終わります。

- 議長（濱田芳晴） これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで、報告第9号、令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 報告第10号 放棄した債権の報告について

- 議長（濱田芳晴） 日程第5、報告第10号、放棄した債権の報告について、報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、報告第10号につきまして、概要を説明します。議案集の2ページをお願いします。報告第10号、放棄した債権の報告について。北広島町債権管理条例第15条第1項の規定により、町の非強制徴収債権を放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（濱田芳晴） 税務課長。
- 税務課長（矢部芳彦） 報告第10号の放棄した債権の報告についてにつきまして、債権の所管が複数の課にわたりますので、税務課からご説明をいたします。令和元年度中に放棄しました非強制徴収債権は、水道料金、住宅新築資金貸付金の2つの債権です。内訳は、議案集の3ページをご覧ください。水道料金が3名で、合計1万4560円、住宅新築資金貸付金が1名で、1万4784円。総合計で、4名、2万9344円でございます。放棄した債権は、いずれも消滅時効期間が満了しております。時効完成までに回収できなかった理由としては、調査を尽くした結果、本人が所在不明で納付折衝ができない。また、自己破産や生活保護で、差し押さえることができる収入や価値のある財産もないなどで、回収見込みがない債権でございます。

いわゆる不良債権を整理し、町の債権管理を適切に行っていくための放棄の処分であり、ご理解のほどお願いいたしまして、報告とさせていただきます。なお、令和元年度の町全体の未収債権決算状況の資料を決算審査特別委員会資料として、議案集とともに配付をしておりますので、ご参考としてください。以上でございます。

- 議長（濱田芳晴） これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃です。住宅新築資金貸付金について、県の助成事業は活用できたのかしたのか、伺います。
- 議長（濱田芳晴） 町民課長。
- 町民課長（植原ナギサ） 活用できております。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 活用できたということですが、この1万4784円以外に助成されるんですか、それとも、この中に含まれるんですか。伺います。
- 議長（濱田芳晴） 町民課長。
- 町民課長（植原ナギサ） この1万4784円になります。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） そうすると、債権放棄した1万4784円すべて、県から助成があったけれども、町としてはそれで債権放棄するというのでいいのでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） 町民課長。
- 町民課長（植原ナギサ） 県のほうから助成がありまして、平成21年5月から10年間で償還しまして、今回の1万4784円で不納欠損がゼロとなりました。
- 議長（濱田芳晴） 税務課長。
- 税務課長（矢部芳彦） 一部訂正をさせていただきます。県の補助金を除いた債権の残りが、この金額でございます。この金額が時効到来を超えたために放棄するという処分でございます。県の補助金は4分の3程度が、これとは別に助成をされております。以上です。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで、報告第10号、放棄した債権の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第11号 専決処分の報告について

- 議長（濱田芳晴） 日程第6、報告第11号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、報告第11号につきまして概要を説明します。議案集の4ページをお願いします。報告第11号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、学校給食配送車の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（濱田芳晴） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 報告第11号、専決処分第9号、学校給食配送車の事故に伴う和解

及び損害賠償の額を定めることについて、学校教育課から説明いたします。議案集の5ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、学校給食配送車の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。1、和解及び損害賠償の相手方は、記載のとおりです。2、事故の概要、令和2年6月15日午後1時25分頃、主要地方道浜田八重可部線、八重バイパス中交差点で赤信号のため学校給食配送車が減速していたところ、千代田ショッピングセンターサンクスから出てきた相手方車両と接触したものです。3、和解内容、本件事故についての過失割合を町10、相手方90とし、町は、下記4の額を賠償します。なお、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償の額、町が相手方に支払う額2万7669円、金額の内訳は、車両の修繕費です。以上、報告します。

- 議長（濱田芳晴） これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで、報告第11号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 報告第12号 専決処分の報告について

- 議長（濱田芳晴） 日程第7、報告第12号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは、報告第12号につきまして概要を説明します。議案集の6ページをお願いします。報告第12号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

- 議長（濱田芳晴） 建設課長。

- 建設課長（川手秀則） 報告第12号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集6、7ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分第10号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和2年8月24日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要は、令和2年7月17日午前9時頃、細見字ウヲノホリ10366番地付近、町道細見畑ケ谷線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより、左側前輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として4613円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は、4613円で、内訳はタイヤの修繕費でございます。以上で報告を終わります。

- 議長（濱田芳晴） これより質疑を行います。質疑はありませんか。中田議員。

- 14番（中田節雄） 14番、中田です。本専決処分でございますが、被害者の方にも前方不注意という過失があるかと思えます。その件に関して、この金額というのは、過失割合はどの

よくなっているのか、説明を求めます。

○議長（濱田芳晴） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 示談書の中身を私が把握しておりませんので、何対何ぼというのはちょっと明確にお答えできませんけども、当然議員ご指摘のとおり、ハンドルを握っている間は、前方注視して走行することになっておりますので、100%ということではございません。大体3割から5割程度というふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第12号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（濱田芳晴） 日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第5号につきまして、概要を説明いたします。議案集の8ページをお願いします。承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。令和2年度北広島町一般会計補正予算第4号を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（濱田芳晴） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政政策課からご説明申し上げます。別冊の令和2年度予算書、一般会計補正予算第4号をご覧ください。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算において、7月の大雨による災害復旧のため、緊急に措置しなければならない委託料などを計上するため、所要の調整を行い、7月21日付で専決処分を行ったものでございます。歳出事項別明細書の1、2ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備事業費について、補助対象とならない農地、農業用施設などの復旧について、緊急的に補助を行う地域施工支援事業に1250万円を。10款教育費、5項保健体育費、海洋センター運営費について、法面が崩れました芸北運動公園の測量設計業務委託料550万円を。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2年災害復旧費に係る査定設計書委託料3469万9000円を。同じく2項公共土木施設災害復旧費、2年災害復旧費に係る査定設計書委託料959万9000円を。14款予備費6229万8000円を減額とするものです。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご承認のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（濱田芳晴） これをもって、提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第58号 令和元年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

日程第19 議案第68号 令和元年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 議長（濱田芳晴） 日程第9、議案第58号、令和元年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、議案第68号、令和元年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの決算認定関係11議案を一括議題とします。以上11議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案集の10ページから20ページまでをお願いします。議案第58号、令和元年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第68号、令和元年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきまして、11会計の決算認定議案について説明します。議案第58号から議案第67号までは、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものです。議案第68号は、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるとともに、地方公営企業法第30条第4項の規定により別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものです。よろしくをお願いします。
- 議長（濱田芳晴） これで、提案理由の説明を終わります。次に、令和元年度北広島町一般会計、特別会計及び事業会計の決算審査11件について、山根代表監査委員から、審査結果並びに監査意見の報告を受けます。山根代表監査委員。
- 代表監査委員（山根千昭） 代表監査委員の山根でございます。令和元年度北広島町決算審査報告を行います。先に町長より依頼がありました令和元年度北広島町各会計の歳入歳出決算審査につきましては、去る7月28日から8月4日までの間で実質6日間、森脇監査委員と共に審査を行いました。審査結果につきましては、お手元にお配りしております北広島町決算審査意見書のとおりであります。審査の手續と結果につきましては、町長より提出された各会計決算書並びに財産に関する調書に関して、関係法令に適合して調整されているか否かについて、その関係帳簿等を照合し、併せてその予算執行の状況について、関係各課より説明をいただき、審査を行いました。審査の結果でございますが、令和元年度北広島町各会計歳入歳出決算11件につきましては、関係法令に準拠し、調整されており、いずれも誤りのないものと認められました。意見書の2ページから8ページまでは、決算状況に係る総括意見を掲げています。9ページ以降は、一般会計の歳入歳出の予算執行状況、19ページ以降は、特別会計、事業会計の予算執行状況について掲載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。また、令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告書につきましても併せて提出しておりますので、申し添えておきます。以上をもちまして、監査委員の令和元年度北広島町決算審査報告とさせていただきます。令和2年9月7日。北広島町代表監査委員山根千昭。
- 議長（濱田芳晴） これをもって、山根代表監査委員の報告を終わります。山根代表監査委員、森脇監査委員には、ご多忙の折、また夏の大変暑い時期に、長期にわたり審査をしていただきました。大変ご苦労さまでございました。決算認定関係11議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第8号 決算審査特別委員会の設置について

- 議長（濱田芳晴） 日程第20、発議第8号、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。先ほど町長より提案のありました令和元年度北広島町決算認定関係11議案については、先の議会運営委員会で協議が行われ、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。従って、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、令和元年度北広島町決算認定関係11議案については、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、決算審査特別委員会委員長に9番、亀岡議員、副委員長に3番、真倉議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員長に9番、亀岡議員、副委員長に3番、真倉議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第21 議案第69号 北広島町町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例から  
日程第23 議案第71号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第21、議案第69号、北広島町町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例から、日程第23、議案第71号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例までの3議案を一括議題とします。以上3議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第69号から議案第71号につきまして、一括して概要を説明します。議案集21ページをお願いします。議案第69号、北広島町町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、令和2年10月1日の町営バス千代田八千代線自家用有償旅客運送の更新登録に伴い、料金の追加により条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。議案集の25ページをお願いします。議案第70号、北広島町印鑑条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による印鑑登録証明書類要領の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。議案集の28ページをお願いします。議案第71号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。
- 議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 議案第69号、北広島町町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進課からご説明申し上げます。議案集は21ページから24ページでございます。町営バスで運行しております千代田インターチェンジと安芸高田市八千代支所を結ぶ千代田八千代線の子どもや障害のある方の運賃につきましては、現在、減免規定に基づき、他の路線バス及びホープタクシーと同様に運用しておりましたが、減

免内容を明確にするため、条例第5条第3項及び第4項を修正するとともに、第5項から第9項を追加するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 町民課長。

○町民課長（楨原ナギサ） 議案第70号、北広島町印鑑条例の一部を改正する条例について、町民課よりご説明申し上げます。議案集25ページをお願いいたします。今回の改正は、成年被後見人などの制限に係る措置適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所定の要件を満たした場合には、成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるなど、印鑑の登録資格に係る規定等を整備するための一部を改正するものとなります。改正した内容ですが、条例第2条の印鑑の登録資格が成年被後見人から意思能力を有しない者に変更となったため、法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人本人による申請または届出があるときは、当該成年被後見人は、意思能力を有する者として登録が可能となったものです。次に、議案集の28ページをお願いいたします。議案第71号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律の施行に伴い、通知カードを廃止するための一部を改正するものとなります。内容としましては、通知カードを紛失したことなどにより再交付するときの手数料については、本町では、再交付手数料として1枚につき500円と定めていますが、個人番号の通知カードの廃止に伴い、手数料条例の一部を改正し、この規定を削除するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第72号 工事請負契約の変更について

○議長（濱田芳晴） 日程第24、議案第72号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集31ページをお願いします。議案第72号 工事請負契約の変更について説明します。本案は、北広島町まちづくりセンター新築工事において、履行期限及び請負金額を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 議案第72号、工事請負契約の変更について、まちづくり推進課からご説明申し上げます。議案集は31ページ、32ページでございます。1、工事名、北広島町まちづくりセンター新築工事。2、工事場所、北広島町有田1234番地。3、履行期限、令和2年9月30日。4、変更履行期限、令和2年10月30日。5、変更請負金額、10億5502万1000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、9591万1000円。6、今回変更による増額、1717万1000円。7、請負者、錦建設・SUMIDA特定建設工事共同企業体。代表者、広島県広島市中区国泰寺町二丁目5番4号、錦建設株式会

社代表取締役社長迫谷浩司。変更内容につきましては、工期の延長及び請負金額の増額を提案させていただくものでございます。まず、工期の延長理由につきまして、説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症の影響により、部材の一部において納品に遅延が生じたこと、また、梅雨明けが大幅に遅れたことにより、工程を見直さざるを得なくなったため、30日間の工期延長をお願いするものでございます。次に、請負金額の増額につきましては、関係者と協議の中で、越水対策についての指摘及び要望があり、増額をお願いするものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第73号 財産の取得についてから

日程第27 議案第75号 財産の取得について

○議長（濱田芳晴） 日程第25、議案第73号、財産の取得についてから、日程第27、議案第75号、財産の取得についてまでの3議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第73号から議案第75号につきまして、一括して概要を説明します。議案集33ページをお願いします。議案第73号、財産の取得について説明します。本案は、北広島町まちづくりセンター備品購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集35ページをお願いします。議案第74号、財産の取得について説明します。本案は、北広島町まちづくりセンター木製書架等購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集37ページをお願いします。議案第75号、財産の取得について説明します。本案は、小型動力ポンプ付積載車を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 議案第73号及び議案第74号の2議案につきまして、まちづくり推進課からご説明申し上げます。まず、議案第73号、財産の取得について、ご説明申し上げます。議案集は33ページ、34ページでございます。1、物件名、北広島町まちづくりセンター備品購入。2、納入場所、北広島町有田1234番地。3、購入価格、2365万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、215万円。4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町丁保余原1501番地1、株式会社文化堂代表取締役石井祐一。5、納入期限、令和2年12月25日。当議案につきましては、北広島町まちづくりセンターの研修室やホール等で使用する机や椅子を購入するものでございます。次に、議案第74号、財産の取得についてご説明申し上げます。議案集は35ページ、36ページでございます。1、物件名、北広島

町まちづくりセンター木製書架等購入。2、納入場所、北広島町有田1234番地。3、購入価格、1408万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、128万円。4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町有田756番地1、広浜株式会社代表取締役上川力。5、納入期限、令和2年12月25日。当議案につきましては、北広島町まちづくりセンターの図書スペースで使用する書架を購入するものでございます。この書架につきましては、森林環境譲与税を活用し、広島県産の木材を使用した木製書架としております。これら2議案につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議案第75号、財産の取得について、危機管理課からご説明申し上げます。議案集は37ページ、38ページでございます。1、物件名、小型動力ポンプ付積載車ダブルキャビン。2、納入場所、北広島町役場本庁。3、買入れ価格988万9000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、89万9000円。4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町阿坂3432番地5。阿坂モータース株式会社代表取締役平田時吉。5、納入期限、令和3年3月19日でございます。当議案は、老朽化した小型動力付積載車の更新を行うものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 先ほど提案理由の説明の中で、まちづくりセンターの備品につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例につきまして、第2条と申し上げましたが、第3条の誤りでございました。訂正いたします。

○議長（濱田芳晴） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。暫時休憩をさせていただきます。11時15分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 05分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第76号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第5号）から

日程第36 議案第84号 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（濱田芳晴） 日程第28、議案第76号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第5号から、日程第36、議案第84号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号

までの9議案を一括議題とします。以上の9議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは、令和2年度補正予算の概要について、一括して説明します。別冊の令和2年度補正予算書をお願いします。議案第76号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第5号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1000万円を追加し、予算の総額を183億2400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、本年7月に発生しました大雨災害の早期復旧に向けた災害復旧事業費、新型コロナウイルス感染症対策として、きたひろ新生児応援特別給付金及びバス運行事業継続支援助成金などを計上しております。なお、人件費につきまして、4月の人事異動などによる各会計間、予算科目間で所要の調整を行っております。また、債務負担行為補正は第2表に追加1件及び変更4件を、地方債補正は第3表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第77号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7000万円を追加し、予算の総額を17億9200万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、高額療養給付費の追加及び人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第78号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、予算の総額を10億2270万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、千代田浄化センターの設備修繕などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第79号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を追加し、予算の総額を3億5250万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設の機器修繕及び人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第80号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3800万円を追加し、予算の総額を29億4100万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、介護給付費準備基金への積み立て及び国県負担金等の返還金などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第81号、令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2400万円を追加し、予算の総額を1億700万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、基金積立金などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第82号、令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万円を追加し、予算の総額を2億1250万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、診察室の感染症対策に伴う修繕及び医療従事者等慰労金などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第83号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、予算の総額を17億5100万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、消費税及び地方消費税額の追加などを計上しております。また、繰越明許費は、第2表に1事業を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第84号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を3億700万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、システム改修委託料などを計上

しております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（濱田芳晴） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議案第76号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第5号につきまして、財政政策課から説明いたします。事前に配付しております資料の令和2年度9月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回、一般会計の補正額は7億1000万円の増額補正で、補正後の予算額は183億2400万円となります。主な内容としまして、7月の大雨による災害の早期復旧のための災害復旧事業費、新型コロナウイルス感染症対策として、きたひろ新生児応援特別給付金、バス運行事業継続支援助成金などの追加でございます。下段は、一般会計・特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。裏面をご覧ください。9月補正における主要施策を第2次北広島町長期総合計画に掲げる5つの施策分野ごとに説明をいたします。表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。Ⅰ、みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、コロナ対策として、道の駅が行うインターネット販売の取組を支援する補助金111万円を、災害対応など農業施設維持修繕事業に232万円、河川維持修繕事業に1464万円の追加などを。Ⅱ、誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、コロナ対策として、きたひろ新生児応援特別給付金425万円及び保育所・認定こども園における消毒液等の購入費として650万円を、大雨により発生した芸北運動公園の電気関係の災害復旧のための工事費1400万円の追加などを。Ⅲ、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちでは、医療従事者育成奨学金180万円の追加を。Ⅳ、やすらぎと便利さを感じられるまちでは、コロナ対策として、バス運行事業継続支援助成金60万円を。災害復旧対応として、農林水産施設災害復旧事業に2億5900万円。公共土木施設災害復旧事業に3000万円の追加などを。Ⅴ、住民と行政が一体となって未来を創造するまちでは、まちづくり拠点施設建築工事費に718万円、地域施工支援事業に342万円の追加などを計上しております。この一覧表中に米印を付記しております事業につきましては、事業目的、事業概要などの説明資料を添付しております。次に、別冊の補正予算書の第2表をご覧ください。債務負担行為補正でございます。追加1件及び指定管理料の限度額の変更4件を計上しております。また、第3表に地方債補正を目的別に計上しております。臨時財政対策債の借入限度額の確定に伴う調整、公共事業等債、災害復旧事業債、一般単独事業、過疎対策事業債の追加により、補正後の借入限度額を総額で16億7000万9000円とするもので、補正前より4億4814万6000円の増額となります。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 町民課長。

○町民課長（榎原ナギサ） 議案第77号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。2款保険給付費の2項1目ですが、5000万円増額し、1億7671万1000円とするものです。これは昨年に比べ、4月から7月の医療費の実績が多かったこと。また、県の見込額が少なかったことにより補正するものです。次のページをお願いいたします。6款1項1目ですが、240万円増額し、253万4000円とするものです。次、8款1項1目ですが、1749万1000円増額するものです。これは、令和元年度の保険給付事業の実績により超過交付となりましたので、超過額を返還するものでございます。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。5款繰入金、2

項1目ですが、1010万7000円減額し、103万1000円に、6款1項1目を2861万1000円増額し、補正するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（濱田芳晴） 上下水道課長。

○上下水道課長（砂田寿紀） 議案第78号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号について、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書は、歳出事項別明細書1、2ページをお願いいたします。歳出、2款1項1目下水道新設費を3万6000円の増額、2款1項1目下水道管理費を266万4000円の増額、合計270万円の増額をお願いするものでございます。下水道新設費3万6000円でございますが、これは、人事異動に伴います職員給与費でございます。次に下水道管理費でございますが、千代田浄化センターなどの機械器具等の経年劣化による修繕を行うためのものでございます。これらを合わせまして、歳出合計270万円の増額をお願いするものでございます。歳入でございますが、歳入事項別明細書1、2ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金を3万6000円の増額、5款1項1目繰越金を266万4000円増額して、合計で歳出と同額の270万円を増額するものでございます。続きまして、議案第79号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。予算書は、歳出事項別明細書1、2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費を137万5000円の増額、2款1項1目農業集落排水管理費を513万2000円の増額、4款1項1目予備費を7000円減額して、合計650万円の増額をお願いするものでございます。総務管理費の一般管理費でございますが、これは人事異動に伴います職員給与費になっております。農業集落排水管理費のうちの事業費138万9000円の増額は、処理施設及び中継ポンプ場などの経年による機器の修繕を行うものでございます。工事請負費374万3000円につきましては、処理施設の機器の更新工事を行うものでございます。これに予備費7000円を減額して、合計650万円の増額をお願いするものでございます。歳入でございますが、1枚戻っていただきまして、事項別明細書1、2ページをお願いいたします。3款1項1目一般会計繰入金を370万4000円の増額、4款1項1目繰越金を279万6000円増額して、合計で歳出と同額の650万円の増額をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第80号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費については、190万円減額するものです。これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により事業中止をしたことによるものとなります。4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費については、2万5000円増額するものです。これは介護支援専門員研修会参加のための旅費と負担金を増額補正するものでございます。3ページ、4ページをお願いします。7款1項2目償還金につきましては1761万1000円増額するものでございます。これは、前年度の事業費精算によるものでございます。7款2項1目一般会計繰入金については856万4000円増額するものです。これは、過年度の一般会計からの繰入金について精算を行うものとなります。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目第1号被保険者保険料ですが、43万2000円減額するものです。これは歳出の減額補正に伴うも

のでございます。3款1項1目介護給付費負担金ですが、518万4000円増額するものです。これは国庫負担金の過年度分の精算となります。続きまして、3款2項1目調整交付金ですが、9万5000円減額するものです。同じく2目地域支援事業交付金については37万円減額するものです。いずれも歳出の補正に伴うものでございます。下段の4款1項1目介護給付費交付金ですが、200万円増額するものです。これは前年度の精算により増額するものでございます。次のページをお願いします。同じく2目地域支援事業交付金については51万3000円減額するものです。これは歳出の減額補正に伴うものでございます。5款1項1目介護給付費負担金につきましては、137万9000円増額するものです。これは過年度分の精算による増額となります。5款2項1目地域支援事業交付金につきましては232万円減額するものです。これも歳出の補正に伴うものとなります。7款1項3目地域支援事業繰入金でございますが、23万3000円減額するものです。これも歳出の減額補正に伴うものとなります。以上で、保健課からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第81号、令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号について、農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計予算、事項別明細書の歳出1ページ及び2ページをお願いいたします。2款1項1目の電気事業については90万円増額し、2661万7000円とするものです。令和元年度決算に基づきまして、消費税関係について増額補正するものです。次に、4款1項1目の電気事業基金費について、2240万8000円増額し、3340万8000円とするものです。繰越金のうちから大規模修繕等に備えて積み立てを行うものでございます。続いて歳入を説明します。前に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書の1ページ、2ページをお願いいたします。4款1項1目繰越金を2330万7000円増額し、2330万8000円とするものでございます。令和元年度の事業費の繰越金を計上するものでございます。以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第82号、令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費につきましては、515万3000円増額するものでございます。これは、職員給与費等の人件費の調整のほか、備品購入費としまして、3診療所のエアコンと、八幡診療所の空気清浄機、パルスオキシメーターの購入費478万5000円を計上させていただいております。また、交付金としまして、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金150万円を計上させていただいております。2目の訪問看護事業費50万4000円増額するものです。これは職員給与費等の人件費の調整となります。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。3款1項1目一般会計繰入金ですが、462万8000円増額するものです。主には、歳出で説明しました備品購入費及び新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を一般会計から繰り入れるものでございます。4款1項1目繰越金につきましては、287万2000円増額し、287万5000円とするものです。内訳は2ページに記載のとおりとなります。以上で、保健課からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第83号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算

第2号につきまして、総務課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書をお開きください。
1款1項1目一般管理費におきまして、令和元年度分の消費税額確定による納付分627万9000円を計上し、増額をお願いするものでございます。歳入につきましては、この消費税の納付分につきまして、一般会計から繰入れを行うものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 町民課長。

○町民課長（榎原ナギサ） 議案第84号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費についてですが、69万2000円増額し、85万4000円とするものです。これは、税制改正の住民税基礎控除見直しなどによるシステム改修を行うものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） これをもって、提案理由の説明を終わります。補正予算関係9議案については、後日、審議、採決を行います。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、9月16日、午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願い致します。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 44分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~